

スポーツに関わる国の大きな動き

平成23年8月24日に施行されたスポーツ基本法は、これまでのスポーツ振興法を50年ぶりに見直されたものでした。その第2条には、基本理念として「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」といったことが挙げられています。

このスポーツ基本法を受けて平成24年3月20日に策定されたのがスポーツ基本計画です。子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実、ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進のための今後の具体的施策展開として、「地方公共団体においては、学校、総合型クラブ、スポーツ少年団、学校体育団体、競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、障害者スポーツ団体等が連携して、子どもの多様なスポーツ活動が効率的・効果的に行われるための取組を推進していくことを期待する。」「国及び地方公共団体は、地域のスポーツ施設やスポーツ指導者に対する障害者のニーズを把握し、障害者スポーツ団体等と連携を図りつつ、地域のスポーツ施設が障害者を受け入れる際に必要な運営上・指導上の留意点に関する手引きや、新しい種目、用品・用具等の開発・実践研究を推進していくこと」といったことが挙げられています。

島根県の取組

県では、こうした国の動きを受けて、平成25年2月に島根県スポーツ推進計画を策定し、「障がい特性に応じて、誰もが参加し楽しむことのできるスポーツ活動の推進」について以下の通り記載しています。

課題

まず、誰もが一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識、機運を高めることが大切です。

県の関係部局がそれぞれの役割を理解し、一緒にスポーツをし、楽しもうとする意識の重要性を共通認識して、推進のための協議の場を設定しなければなりません。

また、意識づくりと同時に、誰もが楽しめるハード面の環境、ルール作り、指導者養成、介助者等の条件整備が課題です。さらに、障がいの種類及び程度に応じた個別に必要な配慮や支援が何なのか、適切な判断も必要となります。

地域のスポーツ活動を担う、スポーツ推進委員などの指導者や各競技団体においては、健常者だけでなく障がいのある人たちにも視野を広げ、地域での機運づくりにあわせ、一緒にできること、楽しめることは何か、そのためには何が必要か検討しなければなりません。徐々に一緒にスポーツをする機会を増やしていくことも重要です。

具体的施策の展開

教育委員会と健康福祉部、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会等の各関係団体との連携を強化し、県内の状況を把握します。適切に状況把握し、それぞれの障がい特性を理解した上で、一緒に活動できる運動、スポーツ、イベントについて検討を始め、可能なものから実施します。

スポーツ指導者の研修会等でのテーマの一つに障がい者スポーツを取り上げるなど、理解の促進を図るほか、各種研修会を通じて指導者のスキルを高めます。さらに、障がい者スポーツ指導者の有資格者を増やすとともに、各種大会の情報提供を県保健体育課や関係団体ホームページ等で行い、活動の場所や機会の確保に努めます。

また、関係機関と連携し、健常者や障がい者のスポーツ大会運営を相互にサポートするなどの機会を増やし、「健常者も障がい者も一緒にスポーツをすることができる」という意識の醸成をはかり、地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。

この推進計画に基づき平成25年度から事業を実施しています。